

# 吉川市立旭小学校 運用方法

## 【盗撮・性暴力等行為の防止に関する校内ルール】

令和7年（2025年）9月

### 【趣旨】

児童が安全安心な学校生活を送れるよう、学校における盗撮・性暴力等行為を防止し、また、疑念をもたれることがない健全な教育環境を維持するため、市教育委員会から示された校内ルールに基づき、本校の実情に即した運用方法を定める。

### 1 校内環境の整備

- (1) 施設内の更衣室やトイレを中心に、不審物（カメラなど）の有無、設備の死角解消、および更衣室などの管理について、日常的・定期的・臨時的に点検を行う。
  - ・日常的：清掃指導や巡回時に実施する。
  - ・定期的：毎月10日（安全点検日）に実施する。
  - ・臨時的：校長が必要と判断した場合に実施する。
- (2) 盗撮防止のため、教室、トイレ、更衣室など、カメラ等が隠されやすい場所から不要なものを処分し、整理整頓を心がけ、不祥事が起きない環境作りを徹底する。

### 2 教職員の私的端末利用の制限等

- (1) 児童との私的な電話、メール、SNS等でのやりとりはしない。
- (2) 教職員個人所有のスマートフォンやデジタルカメラ、タブレットPC（モバイルも含）、iPad等の私的端末は、原則、職員室等の指定の場所のみで使用する。指定の場所以外でやむを得ず使用する場合は、事前に別紙「私的端末等使用許可願」により、校長の許可を得る。
  - ・「職員室等の指定の場所」とは、職員室、旧PCルームを示す。
  - ・「やむを得ず使用する場合（使用許可が認められる場面）」
    - ① 校外学習や宿泊学習における記録
    - ② 学校配付カメラが劣化等により使用困難な場合や低画素数・低倍率などの理由がある場合の記録（SDカードは学校用を必ず使用）
- (3) 児童を撮影・録画する際は、学校のデジタルカメラやビデオカメラ等を使用する。原則、私的端末は使用しない。
  - ・学校のデジタルカメラやビデオカメラ等は、旧PCルームか職員室の自席、各学年用のロッカーで管理する。
- (4) 学校の機材使用後は、校務PCにデータを移行後、必ず削除する。
- (5) 児童の画像・動画等を含む個人情報、管理職の許可なく、学校外に持ち出さない。
- (6) 児童との面談や指導は、複数の職員で対応し、使用する場所（教室・相談室等）を管理職に報告する。密室での指導を行わない。

### 3 相談体制・相談窓口

- (1) 日頃から、児童が悩みや不安を相談しやすい雰囲気をつくり、SOSを発信できる関係性の構築に努める。一人一台端末を活用し、「心の健康観察アプリ『心音』」や「まなびポケット」内の『子供のSOSの相談窓口』を周知する。

- (2) 盗撮等が疑われる行為を発見したり、不適切な指導を感じたりした場合は、同僚であっても、躊躇せずに管理職へ報告する。市教育委員会より示された対処フロー図に基づき、教育委員会や警察に速やかに連絡する。

#### 4 教職員の意識向上

- (1) 不祥事防止のため、市教育委員会が示す不祥事防止研修プログラムに則った研修を適時適切に行う。その際、「**教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律**」に規定する盗撮行為は、**原則懲戒免職処分の対象となる**ことを周知徹底する。
- (2) 盗撮等の防止を徹底するため、教職員研修を実施するとともに、アンケートやチェックリストを活用して、教職員の意識向上を図る。

